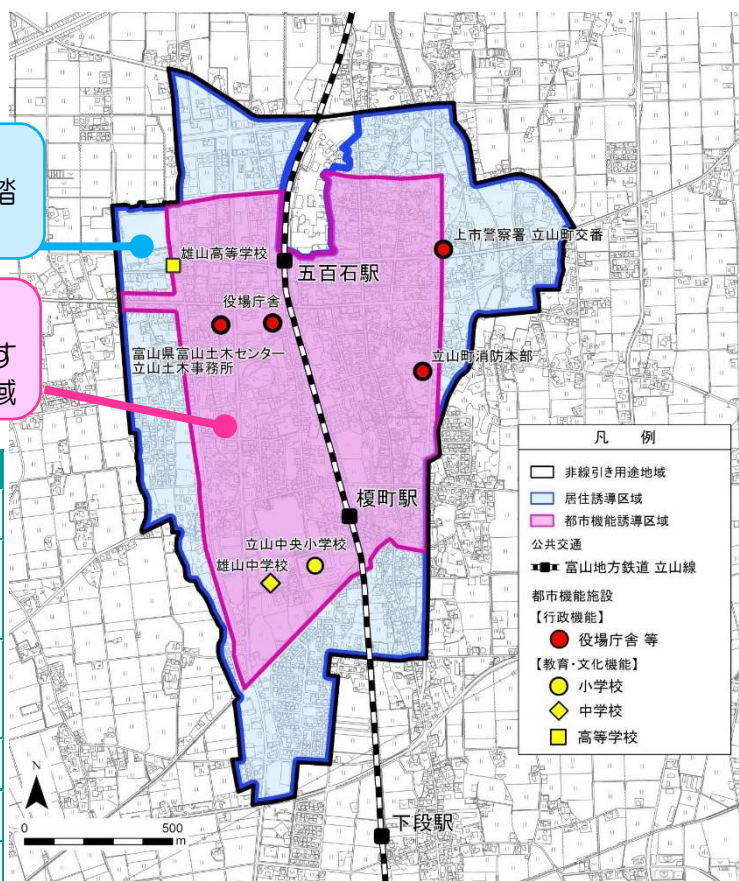


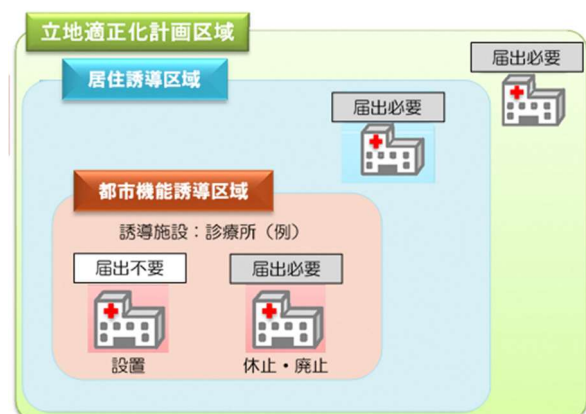


(4)届出の対象となる行為と届出様式

居住誘導区域 ^外 で届出が必要な行為			
内容	開発行為	建築行為	
	① 3戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ①の例示 3戸の開発行為  届 ②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届 800㎡ 2戸の開発行為  不要	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 ①の例示 3戸の建築行為  届 1戸の建築行為  不要	左記の行為について届出済みの事項を変更する場合
届出様式	様式 10	様式 11	様式 12

都市機能誘導区域 ^外 で届出が必要な行為			
内容	開発行為	建築行為	
	・誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合	左記の行為について届出済みの事項を変更する場合
届出様式	様式 18	様式 19	様式 20

都市機能誘導区域 ^内 で届出が必要な行為	
内容	・都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
届出様式	様式 21



(5)届出に添付する書類

使用する届出様式ごとに添付書類が定まっています。詳しくは「立山町立地適正化計画 届出の手引き」をご確認ください。

問合せ先（届出の事前相談・提出先）：立山町 建設課 都市計画係
 〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440
 TEL：076(462)-9975 FAX：076(463)-6611
 Mail：kensetsu@town.tateyama.lg.jp